

市では、高齢者のフレイル（※）予防を目的に、地域の集まりの場で講話を行う健康教育を実施しています。元気な毎日を過ごせるよう、地域の仲間と一緒にフレイル予防に取り組んでみませんか。

（※）フレイルとは、加齢により体力や気力が弱まっている状態のこと。

①お口の健康・運動について、専門の講師が講話します

■お口の健康について

講師 歯科衛生士

内容 噛む力や飲み込む力が弱くなったと感じている人へ、お口についての講話と口腔体操を行います。

■運動について

講師 健康運動指導士など

内容 運動の仕方が分からない、転倒をしないようにしたいと考えている人へ、運動について講話を行い、体を動かします。



②生活習慣病・栄養について、保健師が講話します

講師 国民健康保険課の保健師

内容 フレイル予防のために重要なことや食事で気を付けたいことなど、健康に関する講話を行います。

①②いずれも

対象 サロンや老人クラブなど地域の集まり

申し込み方法 地域の在宅介護支援センターの担当者まで申し込みください。

※申し込みは随時受け付けしています。

※①について応募多数の場合は、調整となります。

あなたの街の

法律相談

～第67回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「隣の土地から伸びてきた枝の切除」についてです。

問まちづくり支援課 ☎51-6777

Q 隣の土地に植えられた木の枝が伸びて私の土地にかかっています。家に危害が及びそうで心配なのですが、どうすればいいでしょうか。

A 隣の土地の木の枝が境界を越えて自分の土地に入ってきた場合について、これまでは、土地の所有者は木の所有者に枝を切除することを請求することができるだけで

した。そのため、自ら枝を切ることができず、木の所有者に対して枝を切るよう求め、木の所有者がこれに応じない場合には、越境した木の所有者を相手方として裁判を起し、裁判所から枝の切除を命ずる判決を得て、さらにこの判決に基づき強制執行の手続きを取る必要がありました。これではあまりに土地の所有者側の負担が重いとの批判がありました。

そこで民法が改正され、令和5年4月1日からは、次のいずれかの要件を満たす場合には、土地の所有者は自ら枝を切除できるようになりました。その要件とは、①木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したにもかかわらず木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、②木の所有者を知ることができないとき、またはその所在を知ることができないとき、③急迫の事情があるときです。

Q ①の催告について「相当の期間内」とはどれくらいの期間ですか。

A 基本的には2週間程度です。

Q 枝を切除するために隣の土地に入ることはできますか。

A あらかじめ日時などを通知して、必要な範囲内で隣の土地を利用することができます。

Q これらの要件に当てはまれば、いつでも越境してきた木の枝を自分で切ってしまって問題はないのですか。

A 木の枝が境界線を越えていても何の害も与えない場合に切除を請求することが権利の濫用（らんよう）に当たり認められないこともありえます。そこで、なぜ枝の切除が必要なのかを説明できるようにしておくことが重要です。

（文責 弁護士 橋本 明広）弁護士法人青空と大地 ☎21-5162